

宮環創第335-1号
令和7年9月30日

宇都宮ライトパワー株式会社
代表取締役 青木 克之 様

宇都宮市長 佐 藤 栄 一

地域脱炭素化促進事業計画に係る認定について（通知）

令和7年9月30日付けで認定の申請があった地域脱炭素化促進事業計画について、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の規定に基づき、認定します。

記

1 認定の内容

別添地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書の写しのとおり

2 認定の条件

- (1) 認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる地域脱炭素化促進施設の整備、同施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組、並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の実施状況について、時期を定めて報告すること。
- (2) 認定地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、遅滞なく、宇都宮市環境審議会における協議を経て、認定を受ける必要があります。ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和4年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）で定める軽微な変更の場合は、遅滞なく、その旨を届け出てください。
- (3) 現在申込中の「電気事業者が維持等する電線路と接続する場合の電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し」について、電気事業者の同意を得た時点で速やかに提出すること。
- (4) 以下の項目のいずれかに該当すると認める場合は、本認定を取り消すものとします。
 - ① 地域脱炭素化促進事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき
 - ② 地域脱炭素化促進事業計画の内容が「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に適合しないものとなったとき
 - ③ 地域脱炭素化促進事業計画に記載された内容が、円滑かつ確実に実施される見込みがなくなったとき
 - ④ その他の認定基準に適合しないものとなったとき